太閤山東用地及び富山市高園町除草業務仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、太閤山東用地の県有地除草業務に適用する。

(業務内容)

- 第2条 受注者は、次に定める業務を行うものとする。なお、その他必要な事項については 発注者の指示に従うものとする。
 - (1) ①太閤山東用地

除草 (50,021 m²)

※刈草の集草・運搬・処分は含まない。

(2) 建築住宅課へ除草業務施行場所の除草前、除草後の写真を提出

(委託場所)

第3条 除草業務施行場所については、別添図面のとおりとする。

(業務の実施時期等)

第4条 受注者は、第2条の業務について、令和8年3月31日までに全ての除草を実施すること。ただし、これによりがたい場合は協議のうえ実施する。

(環境への配慮等)

第5条 受注者は、業務により発生した草木等について、野焼きによる焼却処理を行っては ならない。

(安全の確保等)

第6条 受注者は、業務の実施に当たり、一般交通や歩行者等に支障を及ぼさないよう十分 注意するものとする。また、用水路にこぼれ落ちないようにすること。